稲わら有効利用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 大気汚染物質である微小粒子状物質(PM2.5)の濃度上昇の原因となる稲わらの焼却処理を減らすため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「稲わら分解促進剤」とは、圃場にすき込んだ稲わらの分解の促進に 有用な資材として、別表で定めるものをいう。

(補助対象事業等)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、稲わらの分解促進を 主たる目的として、当該稲わらが発生した圃場内に施用するために稲わら分解促進剤を購入する 事業とする。
- 2 補助金の交付対象となる経費に対し、国、県、市町村等の他の補助金等の交付を受けている場合又は受ける予定となっている場合は、本補助金の交付の対象としないものとする。
- 3 補助金の交付を申請することができる者(以下「補助対象者」という。)、補助対象経費及び 補助額その他の要件は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、稲わら有効利用促進事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

- 第5条 知事は、前条の交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の 交付が適当と認めたときは、交付の決定及び額の確定を行い、稲わら有効利用促進事業補助金交 付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。
- 2 知事は、前項に規定する通知をするときは、必要により条件を付すことができる。
- 3 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、稲わら有効利用促進事業補助金不交付決 定通知書(様式第3号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第6条 前条の通知を受けた者は、速やかに稲わら有効利用促進事業補助金請求書(様式第4号) により、知事に対し、補助金の支払いを請求するものとする。

(関係書類の整備)

第7条 補助金交付決定及び額の確定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業に係る実績を示す書類を、補助対象事業完了の属する年度から5年間保存しなければならない。

(補助事業者の青務)

第8条 補助事業者は、稲わら分解促進剤を適切に活用しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助事業者がこの要綱の規定に違反したと認めるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告及び検査等)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員により関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

この要綱は、令和5年7月20日から施行する。

この要綱は、令和6年7月16日から施行する。

〇別表

and the second s
稲わらの分解促進を主たる目的として、当該稲わらが発生した圃場内に施用するための稲わら分解促進剤を購入する事業
令和6年度
令和6年9月2日(月)から同年12月25日(水)まで (郵送の場合は申請期間内の消印の申請を有効とする。)
岡山県環境文化部環境管理課大気保全班
岡山市南区及び早島町の全域並びに倉敷市の一部(茶屋町周辺 [*]) ※倉敷市茶屋町、茶屋町早沖、藤戸町天城、藤戸町藤戸、天城台、林、曽原、 木見、福江、尾原、串田、粒江、粒江団地、粒浦、東粒浦、黒石、八軒屋、羽 島、二日市、加須山、倉敷ハイツ、有城、亀山、帯高、五日市、中帯江、西田、 早高、高須賀
補助対象区域のうち、補助対象年度内に水稲の作付を行った圃場
次の各号のいずれにも該当するものであること。 1 補助対象区域で稲作を行う者 2 次のいずれにも該当しないこと (1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者 (2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者 (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者 (4) 前号までに掲げる者が経営に実質的に関与している者
次の各号のいずれかに該当するもの 1 石灰窒素 (肥料の登録を受けたものに限る。) 2 製造業者が稲わらの分解・腐熟促進効果をその効用として掲げている農業 資材であって別に定めるもの
稲わら分解促進剤の購入費(補助対象年度内に支払いを行ったものに限る。)
一申請者当たり次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。 1 稲わら分解促進剤の購入費の2分の1に相当する額 2 補助対象土地の面積1㎡あたり2.4円を乗じた額(100円未満の端数は切り 捨て)
補助を受ける稲わら分解促進剤は、次の各号のいずれにも該当するものであること。 1 補助対象土地において稲わらのすき込みを行い、その分解を促進するために購入したものであること。 2 他人から譲渡されたものでないこと。 同一年度内に同一の土地を対象とした複数の申請は認めない。